

老朽危険空き家の 除却費用の一部を補助します

老朽化して倒壊などの恐れがある危険な空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、老朽危除空き家の除却にかかる費用の一部を補助します。



【対象となる空き家】

現在、使用されておらず、今後も居住の見込みがない住宅（住宅に付属する納屋・車庫などを含む）で、次の要件を全て満たすもの。

- 市内にある住宅
- 危険度判定の結果、基準を満たすもの（注1）
- 倒壊した場合、道路や隣地に悪影響を及ぼすもの（注1）

注1…市で定めた基準に基づき、職員が現場を確認し判定します。

【補助対象者】

老朽危険空き家の所有者、所有者の相続人、所有者・相続人から委任を受けた方

※補助対象者やその同一世帯の方に、市税の滞納がある場合は対象外。

【補助対象となる工事】

建設業の許可または解体工事業の登録を受けた市内の業者が行う除却工事（家財道具、機械、車両などの処分費は除く）

※敷地内の建物は全て除却する必要があります。

【跡地の利用】

除却後1年間は土地の譲渡、貸与、住宅などの建築ができません。

【補助金額】

除却工事費（消費税・地方消費税の額を除く）の5分の4以内
上限80万円

【受付期間】

5月9日(月)～6月10日(金)

【募集戸数】 10件

※申込件数が10件以下なら先着順。10件を超える場合は緊急性の高いものから補助を行います。

【申込方法】

申し込みの前に、担当課で事前相談を受けてください。相談時には、現況写真など現在の状態が分かる資料をお持ちください。

【問合せ】

○市庁舎新館3階

建築審査課 建築審査係
TEL 0897-52-1554

○各総合支所

建設管理課 建設管理係
※電話番号は17ページ上段

自治会加入促進へ 連携協定を締結

市では、3月24日に、西条市連合自治会、西条宅建協会、周桑宅建協会との四者で、地域コミュニティの根幹である自治会への加入促進に関して、相互に連携・協力するための協定を締結しました。

この協定により、西条宅建協会・周桑宅建協会の会員である不動産会社の店舗などで、新規入居者や住宅購入者などに対し、自治会加入の案内チラシを配布するなど、市や連合自治会と協力して自治会加入への働きかけを行う



▲(写真左から) 青野市長、徳増稚養一西条宅建協会会長、大本春雄周桑宅建協会会長、田口勝三西条市連合自治会会長

ていただくことになりました。

問合せ 市庁舎新館1階
市民生活課 市民協働推進係
TEL 0897-52-1462

空き家バンク制度 情報をお寄せください

市では、4月から「空き家バンク」制度の運用を開始しました。空き家の売却・賃貸を希望する所有者から申し込みを受けた物件をホームページなどで公開し、利用を希望する方に情報を提供しています。

3月24日には、西条宅建協会、周桑宅建協会と「空き家バンク事業の媒介にかかる協定」を締結しました。この協定により、空き家の売却や賃貸の契約については、西条宅建協会・周桑宅

建協会に媒介していただきます。

この「空き家バンク」制度を利用し、当市への移住を希望する方などへ「貸してもよい」「売ってもよい」という住宅をお持ちの方は、担当課までご連絡ください。

※お寄せいただいた情報のうち、空き家情報のみをホームページに掲載します。そのほかの個人情報、移住希望者との相談のためだけに利用し、市で適切に管理します。

募集地域 市内全域
問合せ 市庁舎本館3階

総合政策課 地域政策係
TEL 0897-52-1476